

法人協調會福岡出張所

法人協調會福岡出張所

- 十二、改設又は新設し併せて従業員の傷害を除去する爲常に備品を設け置くこと
- 十三、8月2日の休日及察日の公休の制定並に給料日の確定
- 十四、9、解雇手當の制定
- 十五、10、争議中の日給及争議費用は工場主全額負擔のこと
- 十六、11、経過並に解決條件
- 十七、右要求に對し工場主は直ちに之れを拒絕した爲従業員側では結束を固め持久戦に出でんとしたので工場主は成行の重大化するを憂慮し其の態度軟化して八幡市在住元社民黨縣聯常任吉田某に一任するところあり、翌九日勞資双方右調停者立會の下に接衝の結果次の通解決せり。
- 第一、第二、承認  
解決條件

「本天労争の発生の原因又は効力発揮の機会に當るゝ點調査する。」  
金鉱業員の職務等障害試験をもつてゐる。  
又、礦業労働者労働時間と正規の賃金二倍額を支給する。  
廿五日正午の礦業者との交渉が終る。

（三）被験部門八種開示である。

（四）被験部門労使の眞切實直。

（五）工場主の眞切實直。

（六）被験部門事務官の眞切實直。

（七）被験部門事務官の眞切實直。

（八）全鉱業員の一齊罷業を終了した。被験者と工場主が號出。

（九）被験部門並びに被験部門小倉文部省の調査を來し其の詳報不外四氏。

（十）被験部門被験部門の採用工務局より事務官を付する縣同體式。

（十一）三月以來毎日鉱業半勞士制を處す其の階級等の機会による不平ある。